

知立市農業委員会総会議事録

公示年月日	令和2年4月13日
招集年月日	令和2年4月22日
招集場所	知立市役所 5階 委員会室
参集時間	午後1時57分、委員17名、市民部長および事務局3名が参集した。
出席委員	<p>農業委員：1 杉浦直美 2 坂田盛彦 3 高村昭広 4 杉原敬正 5 石原國彦          6 山岡孝子 7 高木芳夫 8 毛受浩 9 竹本有基 10 岡田均          11 林勝則 12 鈴木和幸 13 池田とみゑ          推進委員：三井欽雄 岩瀬晴彦 中野明夫 成瀬廣美</p> <p style="text-align: right;">計17名</p>
事務局	鶴田市民部長、近藤事務局長、事務局職員＝加藤淳司、脇坂真也
欠席委員	10 加藤勝男
途中入退席	3 高村昭広 (議案第2号審議中(農業委員会等に関する法律第31条：議事参与の制限))
開会時間	午後2時02分 開会宣言 総会規則第7条の規定により定足数に達しておりますので総会を開会します。(会長)
日程第一	午後2時03分 議事録署名委員の指名 8 毛受浩 9 竹本有基 委員を指名します。(会長)
日程第二	議案の審議
第1号議案 1番	<p>生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について  <b>【議案第1号について議案書をもとに説明】</b></p> <p>会長：地元の委員さん、補足説明はありますか。          中野委員：申出者は、従来からコンバイン等の機械を使用して耕作を行ってきたが、数年前に病気を患ったことによる手術をしました。昨年からは体に疲れがでるようになり、十分な耕作が困難になったため、今回申出を行ったと聞いております。</p> <p>会長：地元の委員さんより補足説明がありました。他に何かご質問、ご意見はありますか。          委員：(意見なし)          会長：それでは承認することといたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時9分)</p>

<p>第 2 号 議 案 1 番 2 番</p>	<p>農地利用集積計画の承認について</p> <p>【議案第 2 号 1 番、2 番について議案書をもとに一括説明】</p> <p>会 長：何かご意見、ご質問等がありますか。</p> <p>委 員：(意見なし)</p> <p>会 長：それでは 1 番、2 番ともに承認することといたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 1 4 分)</p>
<p>日 程 第 三 報 告 案 件 1 番 2 番 3 番 4 番 5 番</p>	<p>会 長：報告案件について、お気づきの点があればご発言ください。</p> <p>なお、報告案件第 5 号については、別冊資料が当日配布となっておりますので、事務局より補足説明をお願いします。</p> <p>事務局：農業委員会活動の令和元年度点検・評価(案)について説明いたします。こちらは、みなさまにご提示いたしました平成 3 1 年度活動計画に実績を加えたものになります。</p> <p>「Ⅰ農業委員会の状況」については、県に報告した各種調査の数値や、県が独自に集計した数値を引用しております。</p> <p>「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」については、集積率が 5 2. 1 % と半分以上の農地を集約した結果となりました。</p> <p>「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」については、新規参入者は 0 経営体となっております。</p> <p>「Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価」については、知立市の農地で現在、遊休農地として位置付けているものは 0 となっております。</p> <p>「Ⅴ違反転用への適正な対応」については、現実には登記地目が農地のままで、現況が農地以外として利用されているところがありますが、この現状では県を交えた違反転用の是正指導をした農地はなかったということで、0 としています。</p> <p>「Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」については、農地法第 3 条に基づく許可事務は 1 年間の処理件数が 7 件でした。うち許可は 7 件です。続きまして、農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)は 1 年間の処理件数が 1 3 件でした。うち許可は 1 3 件です。続きまして、農地所有適格法人からの報告への対応としまして、管内の農地所有適格法人数は 1 法人となっております。</p> <p>「Ⅶ地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容」、「Ⅷ事務の実施状況の公表等」は記載のとおりです。</p> <p>以上、報告第 5 号の説明を終わります。</p> <p>会 長：報告第 5 号について、補足説明がありましたが、ご質問、ご意見等ありますか。</p>

委員 12：農業委員会活動の点検評価は、報告案件ではありますが、農業委員会に付して、県への報告をし、公表をする重大なものです。本来、農業委員会ですっきりと精査すべきものでありますが、以前より資料について当日配布の上、概略説明であることに対しての問題を問いかけてきました。事前に事務局で精査した内容であるとは思いますが、「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」の「1. 現状及び課題」の管内の集積面積について、平成31年4月現在となっており、令和元年4月現在の誤りだと思います。正しい数値を記載の上、報告書内容について変えた形で報告いただけないでしょうか。また、点検評価について5月の総会で事務局が精査した事後報告という形で、令和2年度の計画案と併せて提案していただけないでしょうか。各委員の意見も集約した形で、提案方法を変更することも検討していただきたいです。

事務局：この度は、資料が当日配布になりまして申し訳ございません。

今後については、ご指摘のとおり事前配布できるよう最善を尽くしたいと思えます。

ご指摘の箇所についてですが、現状の部分で平成31年度4月にあげた数値を計上しており、下段に令和元年度の実績という形で数値が掲載されますが、ご指摘のとおり一部数字に誤りがありますので、修正のうえ、5月の総会で改めてご説明させていただきます。

会 長：報告第5号については、事前に配布されなかった事実がありましたので、今後は、事前配布できるように努めてもらいたいと思えます。今回につきましては、資料を一度持ち帰りのうえ、各自ご確認いただき、とりまとめのうえ、5月総会で改めて事務局より説明させていただきます。

事務局長：報告第5号について、議案送付時に併せてお送りすることができず申し訳ございませんでした。お示しする数値の根拠の確認作業に時間を要したため、手間取ってしまいました。本日、資料をお持ち帰りいただき、お気づきの点やご意見等がございましたら、事前に事務局までご報告いただきますようよろしくお願い申し上げます。

会 長：他に意見はありますか。

委員 3：まず、「違反転用の適正な対応」についてですが、現状で弘法町遠田地区にコンテナや車が置いてある農地があり、過去には、農地に土を入れている業者を目撃したため、間接的に注意をした経緯があります。依然としてトラック等が止まっていますが、このような場合は、違反転用には該当しないのでしょうか。7～8年近くはそのような状態が続いていると把握しています。次に、「Ⅱ担い手への農地の農地集積・集約」について、農地集約の一環として、畦畔除去があり、昨年度からは、市の補助金をいただきながら、行っています。そのような、実績を点検評価に掲載して、明確にしていくことはできないでしょうか。

会 長：まず、「違反転用の適正な対応」について、所有者は把握していますか。

委員 3：所有者は特定しています。所有者の親族が車屋を営んでおり、一時置き場として利用しているようです。

事務局長：ご指摘いただいた該当地は、事務局も把握しております。また、パティオ池鯉鮒の南側にも同様のケースの農地がありますが、市の関係課からも適正な指導はしているかと思えます。ただ、現状は、是正されておられません。違反転用でないかと言われれば、違反転用ではございますが、面積上は計上していない状態です。引き続き手立てがありましたら、検討させていただきます。

会 長：そのような場所の所有者への是正が必要ですが、行政から指導することは可能ですか。

部 長：農業委員会から指導することになると思います。

会 長：今後、検討しましょう。また、違反転用の報告値が0なのは、ヘクタール換算のため、端数で満たないからではないかと思えます。

次に、畦畔除去についての掲載についてですが、「農地集約」具体的な方法としては、畦畔除去がありますが、点検評価の報告の趣旨からは少し外れているかとも思います。他市の掲載内容等の確認ができてはおりませんが、掲載は可能でしょうか。

事務局：様式は決められているため、様式に沿った形で農業委員会としての目標として決めていくことができるとは考えています。

会 長：農地集約は農地利用最適化推進業務の中で、これから進めていく課題になるため、今後検討していく形になりますか。

事務局：今年度の計画の部分に内容として掲載の可能性を検討します。

会 長：他に意見ありますか。

委員 12：30年度の活動点検評価を確認しましたが、集約面積が207haであったものが、元年度の点検評価では204haで下がっております。これは、間違いだったということですか。また、元年度の目標が214haであり、実績が204haとするならば、差が10haとなるが、新規の5haは実績としてあるため、目標値は、209haとなる。こちらの部分に関して数字の位置づけを説明いただきたいです。

事務局：204haではなく207haが正しいです。上の部分は昨年度時点での目標値であり、2段目は集積の実績が3月1日現在で204ha、うち昨年度の新規面積が5haとして計上しています。正しい数値に関しましては、今一度、再確認させていただき、改めてご報告させていただきます。

会 長：先ほど、申し上げた通り、ご指摘点を取りまとめ、事務局で再確認のうえ、5月総会で報告する形にしたいと思います。

委員 9：違反転用について、数年前に事務局へ報告したことがありますが、畑であった農地が、貸駐車場になっている農地があります。何年も経過していること

	<p>に対して問題ないのでしょうか。また、事務局へ報告する際は、口頭ではなく書面等で報告し、是正状況を把握する等の改善をしたほうが良いと思いますので、検討していただきたいです。</p> <p>会 長：後ほど、農地利用最適化推進会議でも、農地パトロールの結果については、話をしますが、実際に農地パトロールをすると、農地以外としての利用がされている箇所はいくつかありました。それが、実際に届出等の手続きがなされているかについては、把握できていませんので、今後、事務局で確認していただくこととなります。実際に違反転用であるならば、今後の対策方法を事務局と検討していきたいと思います。</p> <p>委員 12：評価点検の意見募集の期間と県への報告期限をお伝えください。</p> <p>事務局：例年、県への報告期限は6月30日となっております。意見募集についての期間は最終確定していませんが、募集期間を30日以上設定することとされているため、また、5月総会で改めて説明のうえ確定する予定です。</p> <p>委員 12：令和2年度の活動計画についても併せて県へ報告ということですか。</p> <p>事務局：例年ですとそのとおりです。</p> <p>委員 12：そのスケジュールで問題ないのであれば、精査のうえで、5月に点検評価と活動計画を併せて報告したらどうですか。</p> <p>事務局：今年度については、5月総会で、改めて報告させていただきます。来年度以降については、報告時期については検討させていただきます。</p> <p>会 長：以上で、議案書の内容はすべて終了になります。なお、報告第5号の資料については、お持ち帰りいただき、各自ご確認いただきたく思います。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時53分)</p>
<p>日 程 第 四 そ の 他</p>	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度 総会開催予定表の配布</li> <li>・農業委員および推進委員の公募の結果について</li> </ul> <p>令和2年2月10日から令和2年3月12日まで、農業委員候補者および農地利用最適化推進委員候補者の公募を行ったことについてご報告させていただきます。</p> <p>農業委員14名募集のうち、10名の委員が引き続き応募され、1名が農地利用最適化推進委員から農業委員会委員に応募され、3名が新規に応募されました。</p> <p>農地利用最適化推進委員4名募集のうち、1名が引き続き応募され、3名が新規に応募されました。令和2年3月24日に市の農業委員会委員等候補者選考委員会において、候補者の応募内容を確認し、応募のあった農業委員会員14名、農地利用最適化推進委員4名のすべての方が、候補者として適任であるとされました。各候補者へは、3月30日付けで本人宛てへ通知をさせていただいております。また、農業委員会等に関する法律第8条において、農業委員会委員については議会の同意を得て市長が任命することとされているため、知立市議会6月定例議会にお</p>

	<p>いて、知立市議会に同意を求めます。知立市議会で同意を得たのち、市長の任命により7月20日より新委員による農業委員会となりますので、ご承知おきください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・活動状況報告について</li></ul> <p style="text-align: right;">(午後2時58分)</p>
閉会時間	<p>午後2時59分 閉会宣言(会長) 農業委員会総会を閉会します。</p>